

令和元年第4回羅臼町議会定例会（第1号）

令和元年12年11日（水曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第50号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第51号 令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第52号 令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第10 議案第53号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第55号 羅臼町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 日程第13 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第14 議案第57号 羅臼町森林環境譲与税基金条例制定について
- 日程第15 議案第58号 羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第59号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第60号 羅臼町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
-

○出席議員（10名）

議 長	10番	佐 藤	晶 君	副議長	9番	小 野	哲 也 君
	1番	加 藤	勉 君		2番	田 中	良 君

3番 高島 譲二 君
5番 坂本 志郎 君
7番 村山 修一 君

4番 井上 章二 君
6番 松原 臣 君
8番 鹿又 政義 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋 稔 君	副町長	川端 達也 君
教育長	和田 宏一 君	監査委員	松田 眞佐都 君
企画振興課長	八幡 雅人 君	総務課長	本見 泰敬 君
税務財政課長	対馬 憲仁 君	納税担当課長	中田 靖 君
環境生活課長	松崎 博幸 君	保健福祉課長	太田 洋二 君
保健福祉課長補佐	洲崎 久代 君	保健福祉課長補佐	福田 一輝 君
産業創生課長	大沼 良司 君	産業創生課長補佐	石崎 佳典 君
建設水道課長	佐野 健二 君	学務課長	平田 充 君
学務課長補佐	野田 泰寿 君	会計管理者	仙福 聖一 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 鹿又 明仁 君 議会事務局次長 長岡 紀文 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、令和元年第4回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番高島譲二君及び4番井上章二君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から12月16日までの6日間とし、議案審査及び会議規則第9条第1項により、12月12日から12月15日までの4日間は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月16日までの6日間とし、議案審査及び会議規則第9条第1項により、12月12日から12月15日までの4日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、定期監査の結果及び例月出納検査の結果について報告がありました。

次に、11月13日、東京都において開催されました第63回町村議会議長全国大会に

出席いたしました。資料は議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

本日の第4回定例議会の御案内をさせていただきましたところ、議員皆様の御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまお許しをいただきましたので、5件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、1校1園化についてであります。

本年、第2回定例会におきまして、私の令和元年度行政執行方針の中で、令和4年度に1校1園化を実現できるように町民の皆様とも協議を深めながら、幼稚園・学校適正配置計画の策定を進めると申し上げました。

また、当時の教育長からは、令和元年度教育行政執行方針の中で、「人口減少や少子化による児童数の減少に伴う幼稚園の1園化、小学校の1校化の具体的な幼稚園・学校適正配置計画の策定を進めてまいります。策定スケジュールとしましては、今年度幼稚園・学校適正配置計画（案）をつくり、次年度には町民の皆様とも協議を深め、令和3年度に1校1園化に必要な施設の改修を行い、令和4年度に1校1園化を実現します。」との方針を申し上げたところです。

この方針に基づき、今年度7月から町内の小学校2校と幼稚園2園のPTAと保護者会へそれぞれ2回、春松小学校と羅臼小学校の地域住民へそれぞれ1回、説明会を行ってきたところです。私自身も峯浜地区の説明会に出席させていただいたところであります。

この間、教育委員会が主となって説明会を実施してきましたが、適正配置計画とその先にある1校1園化の課題に対し、十分な説明や理解には至らなかったと認識しております。

しかしながら、基幹産業である水産業の低迷、人口減少など総合的に考え、羅臼町の子どもたちのよりよい教育環境を整備することが重要との判断から、いま一度、時間を置いて整理し、適正配置計画について、さらに議論を深める必要性を感じ、1校1園化の年限を令和4年度にこだわらず、適正配置計画の作成を指示したところです。

今後におきましては、学校関係者や教育関係者、各種委員等の意見を聞きながら適正配置計画を作成し、さまざまな課題に対しての協議を進めることといたしました。

2件目は、羅臼町公民館についてであります。

羅臼町公民館につきましては、本年3月6日以降、耐震診断の結果により使用できない

状況となり、耐震改修も厳しい状況と判断し、現在、公民館施設の解体工事を進めております。

その中で、先ほど申し上げましたとおり、「1校1園化の年限を令和4年度にこだわらず」としたことにより、空き施設の有力候補であった学校施設の有効利用についても年限が定まらない状況となりましたが、現時点では、新たに公民館を建てるということは考えておりませんので、当面の間は、現在活用させていただいている町内会館や漁協・商工会などの会議室、学校開放を引き続きお願いし、対応してまいりたいと考えております。

3件目は、羅臼町民体育館についてであります。

同じく令和元年3月6日以降、耐震診断の結果により羅臼町民体育館につきましては、耐震改修及び内部改修を実施することで、議員の皆様を初め関係団体等へ説明してきたところです。

さきに報告しましたとおり、羅臼町公民館については、新たな公民館建設のめどが立たない現在、羅臼町内の施設では調理実習をする場所がなく、各種行事や事業において長期間にわたり支障が生じるおそれが出てきました。

そのため、現在、12月25日までの工期で、町民体育館を充実されるための設計を進めているところですが、さらに調理実習室をふやし、工期を3カ月延長して設計していただくことで進めておりますことを御報告いたします。

リニューアル後の町民体育館のイメージにつきましては、令和2年度の予算の中で説明し、令和3年6月ごろにリニューアルオープンを予定していることを報告いたします。

4件目は、火災の発生についてであります。

令和元年中、2件目の火災が発生しておりますので御報告いたします。

この火災は、令和元年9月28日、午前9時37分に覚知の共栄町チトライ川治山工事現場で発生した火災であり、火災区分は「その他の火災」となります。

現場に居合わせた関係者が携帯電話にて119番通報し、出動したものです。消防署から消防車3台、消防団は、分団積載車3台が出動しています。

現場の状況としましては、現場作業員により周囲の土をかけ初期消火を実施しており、急斜面を登り火災発生現場へ向かい、先着隊が現場を確認。後続隊の職員と消防団員により、ジェットシューターを使用し、消火を実施しています。結果、同日午前11時21分に火炎及び延焼のないことを確認したので、鎮火といたしました。

火災原因調査の結果、出火原因として、工事中に土木作業員が捨てたたばこの吸い殻の残り火が麻に引火した可能性も疑うが、工事作業にて鉄製アンカーを電動ディスクグラインダーで切断する作業により火花も発生しており、その火花が麻に引火した可能性も否定できないことから、出火原因を不明としています。

5件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付させていただきました日報は、令和元年12月9日付のものであります。主要魚種で見ますと、ホッケは、去年同期と比べほぼ横ばいで推移しております。マス

は、数量で昨年同期の3分の1の減、金額で約1億円以上の減少であります。スケソにつきましても数量ではふえておりますが、単価が低く、約1億3,000万円の減となっております。秋サケ漁は終漁を迎えましたが、結果的に金額ベースで約10億円の減という結果になってしまいました。

そのような中、イカの来遊があり、現在まで箱数量で約1.1倍、単価は今年の倍以上となり、金額ベースで約2.6倍であり、結果として約1.8億円増となっております。

今年度の水揚げは、全体的にイカの豊漁もあり、昨年同期と比べ金額で約5億7,000万円の増となっております。

イカやブリの豊漁は、全体的に低迷する中でうれしい話題ともなりました。

この秋は、突然と言ってもいいようなイカの豊漁に湧いた浜ではありましたが、主要な魚種の低調は憂慮すべき問題でありまして、この原因がどこにあり、今後どのような対策が必要かも含めて、羅臼漁業協同組合や関係機関と相談をしております。

これから、スケソ漁やウニ漁も控えておりますが、事故なく大漁でありますことを祈念いたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 通告に基づき、1校1園化についてを町長及び教育長に質問いたします。

令和元年9月12日に開催されました第3回定例会におきまして、1校1園化の策定について及び公民館の再建についてを質問いたしました。そのときの町長答弁は、令和4年度からの1校1園化については、行政運営上の判断である。また、教育長答弁では、令和4年4月1日の1校1園化に向けたスケジュールどおりに進めてまいりますとお答えいただきました。

しかし、先月の11月11日に行われた全員協議会において、町長は、1校1園化については、令和4年4月1日にはこだわらない方針転換をしたと発言されました。

令和4年度町長行政執行方針の1校1園化について、また、教育長の教育行政執行方針について、どのような理由で方針転換をされたか。

また、同日の質問であります公民館の再建についてのお答えでは、1校1園化と関連し、春松小学校を公民館としたいとの町長答弁は、どのようになるのかをお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島議員より1校1園化に関し、2点の御質問をいただきました。

1点目は、1校1園化について、方針転換された理由についてであります。

先ほどの行政報告と同じくなくなってしまいますが、教育委員会が主となって説明会を実施してきましたが、適正配置計画と、その先にある1校1園化の課題に対し、十分な説明や理解には至らなかったと認識しております。

しかしながら、基幹産業である水産業の低迷、人口減少など総合的に考え、羅臼町の子どもたちのよりよい教育環境を整備することが重要との判断から、いま一度、時間を置いて整理し、適正配置計画について、さらに議論を深める必要性を感じ、1校1園化の年限を令和4年度にこだわらず、適正配置計画の作成を指示したところです。

今後は、学校関係者や教育関係者、各種委員等の意見を聞きながら適正配置計画を作成し、さまざまな課題に対する協議を進めることといたしました。

2点目は、公民館の再建についてであります。

令和元年第3回定例会において、高島議員の質問に対し報告したとおり、新たに公民館を建てるということは現在のところ考えておりません。

改めまして、1校1園化の年限を令和4年度にこだわらずとしたことにより、空き施設の有力候補であった学校施設の有効利用についても年限が定まらない状況となりましたことから、当面の間は、現在活用させていただいている町内会館、漁協・商工会などの会議室、学校開放により対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 高島議員二君。

○3番（高島讓二君） 再質問いたします。

町長行政執行方針、それから、教育長の教育行政執行方針が道半ばで方針転換されたのは、私は議員になって12年になりますが、初めてのケースであります。しかも今回の件は、我が町の子どもの教育にかかわる大変に大きな問題でありますことから、慎重にも慎重を重ね判断していただけなかったことに対しては非常に残念でございます。

町は、平成28年から1校1園化について検討に入ったとのことで公表しておりましたが、本年度の行政執行方針、教育行政執行方針を発表されるまでの間、約3年ございましたが、どの程度検討されたのかお答えいただきます。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 私がこの問題について期限を定めない中で発言したのは、平成28年の執行方針の中だというふうに認識しております。その間、このことについては、人口減、また子どもの数、また、よいより教育環境という中で、教育委員会内部でそれぞれ精査をしながら、どの時期が適正なことなのかというところは議論をしてまいりました。

そういった中で、情報公開としてさまざまな形で行ってきたという認識はございましたけれども、年限を定めたことにより、非常に町民の意識がそこに集中していったということがございました。

そういった意味では、議論が活発化したということになるかと思いますが、そういった中で、まだまだ解決しなければいけないそれぞれの問題というのがまだあるということに気づかされもいたしました。そういった中で、私の思いだけでこの問題を進めるということは、逆に町民皆さんの御協力を得られるかどうかというふうな問題もありますことから、ここにこだわらず、いま一度しっかりした議論を進めたい。

しかしながら、令和4年4月に設定したということは、さまざまな観点からそこにたどり着いたわけでありまして、そのことを今回、そこにこだわらないという判断をしたことについては、私自身は非常に残念な思いでもありますし、今後の教育行政について影響が出るやもしれないという思いの中から、適正配置計画を策定していくということについては、非常に憂慮しているところでもありますし、できる限り早い時期に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 高島譲二君。

○3番（高島譲二君） つまり、幼稚園、それから学校の適正配置計画がないまま、これが進められたということですね。学校適正配置計画は、今現在あるのですか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 学校の適正配置計画というのは、ある一定の期間の中で当然ながら設定していきます。ただ、人口減少だとか子どもの数、教育環境の変化によって、その都度見直しをしていくということになっております。その中で、今回、見直しをしようという中で、今回の判断が行われたというふうに認識いただければというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 高島譲二君。

○3番（高島譲二君） そうすると、なぜ1校1園化という発想になるのかということが私としては大変疑問になるのです。学校適正配置計画をある程度作成してから、1校1園化というものが出てくれば納得も多少はできるでしょうけれども、町長執行方針で、令和4年度には1校1園化にしたいということを定例会で発表して、PTAの方たち、それから地域住民の方たちも、その後、北海道新聞に載ったことによって初めてそれを知ったということが言われているのです。

ですから、そういうことであれば、いわゆる平成28年から内々で検討されたということはあるのでしょうかけれども、当事者であるPTAの人たち、また、学校がもし統廃合になって、なくなるであろうところの住民には一切まだ知らされていないというようなことになるわけです。ですから、ことし町長が行政執行方針の後、教育委員会のほうで、いわゆる意見交換という形式でPTAの方たちとか、それから地域住民の方たちに話を伺って、初めて知ったということが言われています。

ですから、この短い期間のうちで判断する、または、令和4年に1校1園化にするのだというふうに決定されたということで話をしたのであれば、町民はそれに対して納得するわけないと思うのです。それに対してきっちりと、バスはこうこうこういうふうに運行し

ますと、通学バスは。もっと具体的に問題点について、つまり庁舎内でそういう話が煮詰まっていて、町民に持っていけばまた別なのですけれども、そういうことがなしに、決まってから、そういうふうな話になっているということで、PTAの人たちも反感を持っているということでもあります。

進め方としてよかったのかどうなのかということは、町長、どうですか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますけれども、結果的に私がこういう判断をしたと、令和4年度4月にこだわらないという判断をしたことについては、今、御指摘のとおり、ともすれば順番が間違っていたのではないかという御指摘があるとすれば、それは反省すべき点だというふうに認識し、今回こういう判断をさせていただいたと。今後、町民の皆様とお話し合いをしながら進めていく中では、その辺のこともしっかりと考えながら対応していきたいということでもあります。

○議長（佐藤 晶君） 高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 私は、全協で町長がそうやって方針転換したということは、賢明な判断だったなというふうに思いますけれども、行政執行方針がああいう書き方だと、やっぱりちょっとまずいと思うのです。町長、執行方針、ことしはこういう計画でやりますというようなことで立てて公表するわけですから、そういうことを慎重に、なおかつ我が町の子どもたちの教育というものをしっかり立ててから、そういう執行方針なんかを書くべきであって、先に結論ありきでやってしまうと、PTAとか町民のほうから反発を買うのだというふうに私は思います。

行政執行方針も、本当に学校問題というのは、例えば話、湊屋町長が次の代にわたるときも学校は残るわけですから、そういうことを考えながら、本当に慎重に慎重を重ねて学校のことはちゃんと方針を立てるべきだというふうに私は思います。それについてどうでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 結果的に年限にこだわらないという判断をさせていただいた以上、今の御指摘がそうであるとすれば、私の判断ミスであったのかなというふうに思いますけれども、しかしながら、ある程度目標を定めていかなければいけないという状況に陥っているという今の羅臼町の現状を考えたときに、今でも私は、その令和4年の4月というものが適正であったというふうには考えております。

しかしながら、町民のニーズ、町民の考え方、さまざまな課題、そういったものを考えたときに、そこを押し切ってすべきではないという判断をしたことにより、年限にこだわらないというような判断をさせていただいたということでもあります。

今、高島議員がおっしゃった執行方針、もっとしっかり精査して発表すべきではなかったかということについて、町民の皆さんがそういった思いをされた、また、さまざまな誤解、それから不安、与えたとすれば、それは大変申しわけないというふうに思ってお

りますが、この問題については、今後しっかり議論していかなければいけない問題であるということについて、また、羅臼町の今の現状、教育環境、さまざまな観点から考えて、この問題は非常にせっぱ詰まった状況にあるということも、町民の皆様には御認識をいただかなければ状況であるということも、加えて御報告をさせていただいたところでありませう。

○議長（佐藤 晶君） 高島譲二君。

○3番（高島譲二君） これから幼稚園と、それから学校の適正配置計画が策定されるということですが、これはいつごろになる予定ですか。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 適正配置計画の策定のスケジュールでございますが、今年度、各地域の皆様方から御要望、御意見等をいただいた中で、そうした課題もさまざま出てきております。そうした課題を一つ一つ精査しながら、今年度中に策定案のほうを内部でまとめまして、次年度から各学校関係者の方々、教育関係者の方々、各種委員の方々の御意見を踏まえまして、策定に向けて努力をしまいたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 確認しますが、つまり策定されるのは来年度になるだろうということでしょうか、今、教育長がおっしゃったのは、今年度中に案をまとめて、それをいわゆるPTAとか地域住民におろすわけですね。その意見を聞いた後で策定することですか。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 適正配置計画の策定自体につきましては、来年度を目途に策定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 高島譲二君。

○3番（高島譲二君） ありがとうございます。

これやっぱり、今回私も意見交換会に、春松小学校で行われたときと、それから峯浜コミセンで行われたときに出席させていただいたのですけれども、父兄の方たち、それから地域の住民の方たちもあわせて、すごい熱心な考えをお持ちなのです。新聞にも載りましたけれども、春松小学校と幼稚園存続を願う会まで設立されたわけですから、この短期間にすごい濃い意見がいろいろ出たと思うのです。ですからそういうことを、PTAの方たちとか、それから地域の住民の方たちときっちり話し合いを重ねて、学校適正配置計画を策定してほしいなというふうに思います。

今回、私が思ったのは、教育委員会のほうで、町長、教育長が期限を令和4年度に区切って、決定事項だということで、多分PTAの父兄たちと接して、それに対してすごい反発があったのではないかなど。我々に相談の一言もなく決定されたということでの問題が出てましたから、そういう手続をもうちょっと丁寧に行って、PTAの人たちの話をよく聞いていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、将来の我が町の子どもたちの教育をどのようにしていくのか、幼稚園、小学校の教育環境、学校環境について、PTAの方々、また、地域住民の方々としてしっかり話し合いを重ねて、慎重に慎重を重ね、誇れるような教育方針を策定していただくようお願いし、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） 次に、5番坂本志郎君の発言を許します。

坂本君。

○5番（坂本志郎君） 通告に基づき、一般質問いたします。

質問件数は2件、6点についてお答えください。

初めに、小学校、幼稚園の1校1園化適正配置計画に関して3点伺います。

令和元年、ことしの町長・教育長の執行方針で、令和4年から現行2校2園の小学校と幼稚園を1校1園化する方針が示されました。この間、1校1園化適正配置についての意見交換会が複数回行われ、10月には春松小学校、春松幼稚園のPTAによる、春松地区の保護者を対象としたアンケート調査も実施され、私も拝見いたしました。

その上で、この間の意見交換会及びアンケート調査の結果について、感想と認識をお答えください。

2点目、1校1園化に向けて、当町の小学校、幼稚園の適正規模と適正配置の考え方を教えてください。

3点目、令和4年度から1校1園化するとの方針から、令和4年にこだわらず実施時期をおくらせるとの話もありましたが、執行方針で定めた実施時期を変更するに至った理由と今後のスケジュールについてお答えください。

なお、1校1園化につきましては、同僚議員の質問と相当分重複しておりますので、このお答えについては簡略で結構です。

次に、ヒグマと共存できる保護と管理に関して3点伺います。

ことし10月現在、ヒグマの目撃件数は339件で、過去2番目に多い件数になったことが知床財団より報告されました。

その上で、3点お答えください。

1点目、当町におけるヒグマの出没状況、担当者、駆除従事者の出動状況、被害の状況及び駆除数についてお答えください。

2点目、当町のヒグマ管理の体制についてお答えください。

3点目、ヒグマと共存できる保護と管理についての当町の施策及び被害防止の対策についてお答えください。

以上で、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） ただいま坂本議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、1校1園化適正配置計画に関して、3点の御質問であります。

初めに、2点目の1校1園化に向けて、当町の小学校、幼稚園の適正規模と適正配置の

考え方について及び3点目の今後の1校1園化に向けてのスケジュールについて、関連がございますので、私のほうからあわせてお答えさせていただき、1点目の説明会及びアンケート調査の結果についての感想と認識につきましては、後ほど町長のほうからお答えさせていただきます。

まず、学校の適正規模につきましては、学校教育法施行規則第17条において、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするとされており、また、文部科学省資料「これからの学校づくり」の中では、学校の基本的条件を満たすための指標として、学校規模を学級数別に分類し、12学級以上18学級以下を適正規模としております。すなわち1学級、複数学級2から3学級を適正規模としているところであります。

当町において、これに照らし合わせると、小学校2校ともそれぞれ小学校1年生から6年生まで全て1学級で、全6学級の学校規模であり、どちらも小規模校と位置づけられます。

また、幼稚園につきましても、学校規模に照らし合わせて考えますと、どちらも3学級で、小規模と位置づけられます。

仮に、現在統合した場合、小学1年生から2年生までは1学級、3年生から6年生までは、各学年40以上となりますので、2学級の計10学級となり、国で言うところの適正規模には達しませんが、現状よりは適正規模に近づくことができると考えます。

幼稚園につきましては、統合後も3学級となりますが、1学級当たりの人数がふえることで、より多様な人間関係の形成に寄与できるものと考えております。

町内においては、現行の適正規模に該当する学校はなく、可能な限り適正規模へ近づけ、さらなる教育環境整備に努力しなければなりません。

また、過小規模校は、教育条件も困難を極めることから、地域の理解のもと早期にその解消を図らなければなりません。

適正配置につきましては、基幹産業の水産業の低迷、人口減少など総合的に考え、羅臼町子どもたちのよりよい教育環境の充実を進めるためには、1校化、1園化が重要との考えに変わりはありません。

スケジュールにつきましては、いま一度、時間を置いて整理し、今後は学校関係者や教育関係者、各種委員等の意見を聞きながら適正配置計画を作成し、さまざまな課題に対する協議を進めることといたします。

この後は、町長より答弁させていただきます。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） それでは、私から1点目の春松小学校、春松幼稚園でのPTA及び地域に対する適正配置計画の説明会及び1校1園化についてのアンケート結果についての感想と認識についてのお答えをさせていただきます。

これまで教育委員会が主となって説明を実施してきましたが、適正配置計画とその先にある1校1園化の課題等に対し、十分な説明や理解には至らなかったことは残念であると

感じております。

また、実際に統合先へ園児及び生徒を通学・通園させることに不安視する声が多くあったこと。町として、羅臼町子どもたちのよりよい教育環境の整備について理解を得られるためには、なお議論を深める必要があると認識を持ったところであります。

2点目のヒグマと共存できる保護、管理に関して3点の御質問であります。

1点目は、当町におけるヒグマの出没状況、担当者、駆除従事者の出動状況、駆除頭数、被害状況につきましての御質問であります。

町内の目撃情報は11月末時点で339件、出動状況は268件、有害捕獲による駆除頭数は13頭となっています。物損被害は4カ所で発生し、主に水産加工業者の倉庫や社用車などの破損被害があったほか、知床峠では、ヒグマに接近しようとした観光客の車にも被害が発生しています。電気柵や監視カメラを設置し、パトロール強化の対応により捕獲につなげたケースもございました。

飼い犬の殺傷事案についてですが、昨年8月に発生し、ことし8月までの間、4件5匹の犬が襲われ、全て同じヒグマによるものであることが判明しております。標津町、斜里町とも情報を共有し、関係機関連携のもとで、想定し得る対策を講じましたが捕獲に至ってはおりません。

2点目は、当町のヒグマ管理体制の御質問であります。

町は、ヒグマ管理対策業務として、知床財団へ委託しており、知床財団羅臼地区事業部、全11名と町産業創生課、全9名で管理体制を敷いております。緊急的な出動にも備え、閉庁時を含め24時間対応しております。状況に応じて羅臼駐在所所員の立ち会いも要請しております。

なお、有害捕獲は、銃猟資格を有する北海道猟友会中標津支部羅臼部会会員10名と知床財団職員6名を「鳥獣捕獲等許可」従事者に登録し、体制整備をしております。

箱わな設置や麻酔捕獲につきましても許可制であり、同財団職員等を従事者に指定し、一連の活動を展開しております。

また、こうした直接的対応のほか、ヒグマ誘引となる鹿の死骸や沿岸域でのクジラやトドなどの漂流死骸の処理も知床財団職員と産業創生課で担っております。漁業者には、漂流海獣の曳航に際し協力もいただいております。大変感謝申し上げますところでもあります。

3点目は、ヒグマと共存できる捕獲と管理についての当町の施策及び被害防止対策についての御質問であります。

ヒグマの捕獲、管理の方針といたしまして、2017年4月に策定の知床半島ヒグマ管理計画がございます。本計画は、国や道、関係町である南知床3町で作成したものです。

知床半島を、ヒグマに対して寛容な地域とそうでない地域など5段階に地域分けし、さらに出没したヒグマごとに行動パターンを把握、危険度についても5段階評価し、これらをあわせ見て、直ちに捕獲が必要か否かを精査しております。これにより、住民の安全を第一義としながら、ヒグマとの共存に向けて、適正な保護、管理対策が図られています。

被害防止対策関連といたしましては、関係機関の担当で組織する「知床ヒグマ対策連絡会議」を随時開催し、情報共有と課題解決に向け、協議を積み上げています。

また、本年は、飼い犬被害の拡大を抑えるため、町内会長会議を緊急招集させていただき、住民への注意喚起と地域で行えるヒグマ事故防止対策として、ササやイタダリの草刈り活動を町内会活動として取り組んでいただけるよう要請してまいりました。何より住民が協働で取り組むことで、地域ぐるみでヒグマを誘引させないという意識づけになるものと考えています。

本年は、知床財団職員の指導、助言をいただきながら、二つの町内会が先駆的に実施しております。来年に向けては、植物が繁茂する前に取り組めるよう改めて協力をお願いしてまいります。

一方、家庭ごみや水産残渣などの生ごみの不法投棄について、危険性を何度も啓発してきましたが、後を絶たない状態です。これに誘引され人の生活空間に入り込む熊は少なく、周辺住民をも巻き込んだ事故に発展する可能性もあり、非常に身勝手な行為です。

羅臼町は、知床の自然環境を源とする多様な生態系がもたらす水産資源に支えられ繁栄し、それをなりわいとしております。自然と共生することの重要性と、これにより生じる課題について、一人一人が考え行動につなげていけるよう、引き続き広報等で呼びかけてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 再質問いたします。

ヒグマに関して、3点お答えがありました。先ほどお答えにもありましたが、先月、町の広報で、知床財団が2019ヒグマ情報として、羅臼の熊事情を発信しています。目撃件数339件、目撃件数は増加傾向にあり、過去2番目に多い。お答えにもありましたが、問題固体として、有害駆除は13頭、例年より増加しているということです。

町長からのお答えにもありましたが、ことしは、住宅地に侵入したヒグマが飼い犬を襲撃したり、生ごみに寛づく危険事案が多発し、飼い犬を襲ったヒグマはまだ捕獲されず、今後も町内に出没することが予想される。

その上で、このような状況下で、役場職員や財団スタッフのみのヒグマ対策は限界であり、伸び放題の草やぶや生ごみの放置といった人為的な要因を断たなければ、ヒグマの侵入を防ぐことはできない。町民一体でのヒグマ対策が必要不可欠と言っています。

財団がこの間いろいろ発行したり発信している羅臼町のヒグマ対策は、おおむね3点くらいに集約されているのかなと思います。まず、草刈り、草刈りがヒグマの侵入を防ぐ。ヒグマが住宅地へ侵入する要因の一つとして、伸び放しの草やぶがヒグマの格好の侵入経路であり、潜伏したヒグマの発見を困難にしている。自生したフキが寛となり、意図せずヒグマを誘引するおそれがあるとのこと。

お答えにありましたが、二つの町内会で草刈りを実施したと、下だというふうに思いま

すが、財団と町内会で行ったということでお聞きしていますが、この草刈りの費用はどこで負担したのか、費用負担はどのようになっているのかお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） ただいまの費用負担ですが、知床財団で既に熊による事故防止対策として基金を創設しており、そちらの資金を使って燃料費等の工面をしております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 知床財団が指摘しているように、また後でもちょっとお話ししたいと思いますが、草やぶが非常に熊の侵入経路になっているということが明らかになっていまして、私は思ったのは、この草刈りは、今回は下の2町で、海岸町の岬町あたりだと思っておりますが、あそこでやったわけですが、全町的に実は草やぶが点在している。ある意味相当広い範囲であるということだと思っておりますが、この草刈りが必要な、ある意味危険エリアの特定を財団にお願いして、危険草やぶマップを作製して、全町的に計画的な草刈りを、必要な予算をつけて実施すべきだと思います。もちろん町のほうから財団に、そういう名目で経費の負担をしていることも承知していますが、一部町内会が、恐らく財団だということと言うと、それにかかったコスト負担は恐らくしていないと思うのです、町内会に対しても。必要な予算をつけて実施すべきだと思いますが、町の考え方を聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） ヒグマ対策については、羅臼町にとっては非常に重要な課題だと認識しておりますので、ことしの課題を踏まえまして、来年度に向けて、町内会あるいは知床財団と、どのような対策をしていったらいいのか含めて、今後も検討していく必要があるというふうに認識しておりますので、費用面含めて財団と調整しながら検討していきます。

その中で、町内会にも協力していただける面がございましたから、その中で説明していきたいというふうに認識しております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 副町長のお答えがありましたように、熊問題は大変な問題にこれからなりかねない。もし人身事故が起きたときに、どう対策していたのだというようなことになりますから、ぜひ来年から、一部でもいいですから、計画的に実施するというものを検討を進めていただきたいというふうに思います。

ヒグマの侵入を防ぐ対策として電気柵があります。町内にも数カ所に設置していることを承知していますが、現在の電気柵の設置基準と設置の費用負担についてお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） ただいま御質問の中で、電気柵の関係なのですけれども、これにつきましても、熊対策ということで、財団で創設している基金をもとに設置されております。管理も財団のその費用を使って管理をしているところです。市街地の侵入経路を防いでいるのと、国道沿いの草刈り等不可能な困難な場所について設置がされております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 費用負担はどうなっているか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 整備費でございますか。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 電気柵についても、今の草やぶと同じなのです。知床財団が一番知見を持っているわけですから、これも先ほどの草やぶの検討にあわせて、ぜひこれも出沒エリアを特定して、計画的に設置すべきというふうに思います。

それから、この費用負担なのですが、整備基金があるということで、町からも、先ほど言いましたように、一定の支出をしていることも承知していますが、財団の担当者にちょっとお話なんか聞くと、実は大手の企業の寄附金等を使ってやっているという、これが現実なのです。

だから、本当に知床財団が草やぶを刈るために、全町的にやると、これだけのコストと人的な配置が必要なのです。電気柵についても、出沒しているところはわかっているわけです、ここが危険だというところは。そこに置くとすると、あと8カ所必要です。何メートル必要になる。これは幾ら幾らかかるのです。これについては、町として具体的な予算は出していないのです。あくまでも年間予算の中で財団に出している。財団は、当然足りないから、どこかの大手企業の寄附金で一部やっているということで。私は間に合わない。ぜひこれも検討していただきたい。

次に、町長からお答えがありました。生ごみの管理徹底が指摘されています。財団によると、ことし一般家庭から出た生ごみが原因で、ヒグマが住宅地に侵入したことが4回あり、不用意な生ごみの放置が重大な事故につながりかねない。ましてや故意に生ごみを放置することは、みずからヒグマを呼び寄せてしまう非常に危険な行為であり、我々人間側が守らなければならないルールであると強く求めています。

私は、問題熊を誘引する生ごみの放置の絶対禁止、それから、干し魚のルールをつくって、町内会単位の学習会やパンフレットでの啓蒙をさらに強化すべきというふうに考えます。町長のお答えでは、引き続き広報等で呼びかけると、こういうお答えで、今までそういう方法でやってきたと思いますが、私はさらに強化すべきと思いますが、この点について町の考え方をお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） このごみの問題につきましては、ここ近年、熊の出沒等、また、

町内会長会議などを通して、町内会の皆さんにも御協力をいただいているということで、相当な方々にはしっかり守っていただいているというふうに思っております。しかしながら、一部の方が、そういった生ごみを放置したり、また、故意に不法投棄をするというような、例えば魚を処理した後の残渣、そういったものを捨ててしまうというような行為が見られると。その一部の人たちに対して、しっかり啓蒙活動をしていかなければいけないという認識であります。

今お話がありましたとおり、広報等ということでもありますので、広報のみではなくて、さまざまな機会に住民に対して、町民に対して、ヒグマの危険性と、また、それを誘引するさまざまな対策点について、このごみの問題についても含めて、しっかりお伝えをしていながら、行動に移していただけるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 先日、直近ですが、ある人から聞いたのですが、ヒグマがテトラのところであらうしている。もちろん鉄砲を持って担当者が2人か3人で行ったのだと思うのです。そうしたら、何を食べていたかという、ブリの頭を食べていました。ブリはテトラの中には自分から入ってきませんから、当然家庭でブリの頭を落としたものを捨てているのです、間違いなく。そこに熊が来ている。そういう意味では、今までの啓蒙活動では、恐らく9割以上の人はきちっとやっているのだと思います。ところが1割や1割弱の人たちのために、そこで偶然子どもが会った、お年寄りが会った、誰かが会って、危害を加えられるということは、大変不幸なことになりますので、さらに厳しく強化しなければいけないというふうに思います。

次に、ヒグマ対策専門員と狩猟従事者の体制について何点かお伺いします。

熊の出没時刻は、御存じのように早朝や夕刻から深夜に多いと思われま。財団あるいは町職員、先ほど体制で結構な人数のお話ししましたが、恐らく同じ方が行っているのではないかなというふうに推察しますが、早朝や深夜の勤務は過酷ではないかというふうに心配しています。特に、同じ方が行くというふうに聞いていますので。直近で、人的被害もついに出了。この方たちの手当や、あるいは補償はどのようになっているのかお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 手当につきましては、時間外であれば時間外対応、そのほか特別勤務手当という形で支給する場合がございます。

また、海獣、トドの打ち上げなど、そういったものの処理もかなり危険や悪臭、汚水等の処理をしなければならぬので、そういったところでも同じような対応をさせていただきます。

また、土日含めての対応になりますので、これについては、なるべく職員が、重複しないように交替制で行ってさせていただきます。ただ、知床財団のほうでも対応者が限定してしまう

可能性があるのですが、どうしても銃猟器の登録のある方々に限定されてしまうということもあるので、複数回重ねて出動することもございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 担当課は産業創生課ということは承知していますが、今、課長のほうからお話ありましたように、専門的な知識が必要なのです。この方たちは、1年や2年経験を積んで、ある程度知識も持ったと、対応も上手になったと。ただし、部署異動、人事異動があります。人事異動があると、そこに新人が入ってくるということになると、先ほども申し上げましたが、ヒグマ対応は、専門の知識と経験が求められ、場合によっては命の危険も生じるわけです。その意味においては、深夜手当だとか日曜出勤手当とか、一般の会社と同じようにやっていると思うのですが、特殊勤務です、特殊業務。そういう意味では、私は、人事異動があるということを前提にして、ヒグマを経験した担当者を、部署を越えて、(仮称)熊チームスタッフというようなことで位置づけて、必要に応じて出動する体制をつくるべきだというふうに思います。

この熊チームスタッフについては、特殊業務、危険業務であるということもありますので、町内の学習会だとか研究会、勉強会等ではなくて、札幌であるとか、場合によっては外国でやっている、そこまで極端にやる必要はないかもしれませんが、そういう勉強をする機会をきちっと与えると。参加を認めてあげる。それから、狩猟免許取得の補助を町で行う。こういうことも必要ではないかと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 役場スタッフの対応の件でありますけれども、確かに人事異動で担当者が変わるというデメリットがある中で、これまで担当してきた職員が何人か役場内におりますので、もちろんその人方の話を聞きながら現場に駆けつけるだとか、そういった対応をさせていただいております。

今後におきましても、役場内で、産業創生課内で対応が難しいということもございまして、役場全体として対応するシステムですとか、そういったことを今後検討していかなければ、職員の疲労の問題、体の問題にもなってくるかと思っておりますので、そういった意味も踏まえると、今後、役場スタッフの対応について検討していかなければならないということ考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 役場全体というとまた大変なので、私が提案したような、これがいいかどうかわかりませんが、ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、民間の狩猟従事者、この方たちは、中標津と羅臼の10名ぐらいいらっしゃる方が登録されているというお話でしたが、役場の担当職員から依頼で駆除等へ出動すると思っております。この方たちは常に危険と隣り合わせの作業であると同時に、常にヒグマの生態を熟知する努力と銃器の取り扱いに専門的な能力が必要とされています。

先ほど職員のことでもお伺いしましたが、狩猟従事者の身分と、万一の事故の場合の補

償はどのようになっているのかお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 万一の補償については、記憶で申しわけございません。羅臼町の総合賠償責任補償というところで、万が一の人身事故等が起きた場合は、そういった手当てがされるのかなと思っています。ただ、これについてはちょっと記憶なので、現時点ではそのお答えしかできませんが、身分については、非常勤職員扱いという形になっていたかと思います。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） その辺ははっきりしておいた方がいいですね。現職課長が記憶にはなんていう話は……。この辺も私、駆除の担当者として知り合いだということもありますが、いろいろ聞いています。きょうはこれ以上申し上げませんが、彼らだって同じように夜遅く町からの依頼で出ていくわけです、銃器を持って。そういう意味では、この方たちの身分と、保険に入っているという話でしたが、補償問題は町としてきちっとしておくということが大事だと、このことは申し上げておきます。

知床財団では、ヒグマに負けないまちづくりとして、羅臼町のヒグマ問題を考えるとき、現状と課題として、水産加工場の残渣や一般家庭の生ごみ等の誘引物の管理が十分にできていないこと。ヒグマの侵入路や潜伏地となる草やぶが市街地内外に多数あることが、羅臼におけるヒグマ対策を困難にしている。これらの問題は、財団や行政だけではなく、地域住民も主体性を持って、ともに改善を進めていかなければいけないのだ。このことを維持することで初めて解決するもので、ヒグマを人の生活圏及び活動圏に近づけない、呼び寄せない地域づくりが求められるとしています。

私は、質問の冒頭、テーマとして申し上げましたが、ヒグマと共存できる保護と管理のために、前段で指摘させていただいたことを含めて、羅臼町独自のヒグマと共存できる保護と管理条例、すなわち熊条例をつくるべきだというふうに思いますが、この条例について、町の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま御提案のありました熊条例、これについては、当然ながら熊と接する機会の多いといいますか、接する地域にある羅臼町にとって、そういったものが必要であるかどうかということは、検討しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますし、そういった条例がなくても、逆にこの現状というものをしっかり町民の方々に御理解いただく努力、先ほど申し上げましたけれども、必要であろうというふうに思っております。

また、加工場や一般家庭による残渣の問題、この問題については、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、しかしながら、このことにしっかり対応していくというのは、今現在の状況の中では、当然ながらそうでありましてけれども、これは、過去にさかのぼっても同じことであったというふうに思っております。

しかしながら、ここ数年非常に生活圏に熊が出没する要因というのは、もっと大きな課題もあるのかなというふうに思っております。山の中に熊が必要とする食料の問題、気候変動の問題、そういったところまでさかのぼって、羅臼町としていかに対応していくかということも、しっかり専門家も交えて協議をしていかなければいけませんし、また、そういう協議というのは、さまざまな場面で今も行われているわけでありまして。それぞれ皆さん、専門家またはさまざまな立場でいろいろな意見の違いもございまして、それをしっかり、羅臼町としてどういうふうな対応をしていくのかということをしっかり考えながら、その先に、熊条例というものは必要かどうかというような協議も行わなければいけないのかなというふうに感じております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 羅臼町で残渣ですとか、あるいは家庭ごみを放置した場合、条例上は不法投棄かなんかに関連して、二、三行です。捨ててはいけない、捨てた場合には3万円の罰金みたいなことしかないのです。今あるのはそれだけなのです。あとは、先ほど来出ているように、広報で、だめですという啓蒙活動をやると、これしかないのです。

町長、今お話しされたように、羅臼町の知床半島というのは熊の密集度が日本一、すごく多いところなのです。私は、例えば駆除担当者が問題固体、何度も来て危険ということ駆除すると、町のほうにも来ているかもわかりませんが、駆除した人にまで、何てことをするのだと、こういう苦情が何件も来るという状況の中で、これはやむを得ないのですが、私は、保護をするということを前提にして管理をしていくのだと。ここをやっぱり全世界に、あるいは全国に、羅臼町始まって以来、全国に熊条例というのがあるのかどうかまだ調べていないのですが、知っている方がいたら教えてほしいのですけれども、先駆けて、羅臼町はこうやって条例までつくって熊の保護に邁進しているのだと。これはぜひ検討を進めていただきたい。

特に、町長、お答えありましたけれども、知床半島ヒグマ管理条例というのが出ています。ちょっと厚いものです。これは財団で出しています。これは、斜里町と羅臼町と標津町、3町を特別に扱っている。一番熊が多いところですから。そういう意味では、熊条例について前向きに検討していただきたいと思います。

次に移ります。1校1園化適正配置計画についてお答えがありました。

私は、少子化が進行している現状を踏まえると、将来的に適正な規模と適正な配置、すなわち小学校について1校化は必然であるというふうに考えています。

羅臼町における小学校、幼稚園の適正規模、適正配置を考え、進める場合、何が必要で、どのような手続をとるべきなのか、これは、文部科学省が平成27年に、公立小学校、中学校の適正規模・適正配置に関する手引、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、通達文書を出しています。教育委員会は、当然これは承知している。

そこでは、学校規模の適正化が課題となる背景として、過去に学校規模を重視する余り、無理な学校統合も見られたことから、地域住民の理解と協力を得て行うよう努めるこ

とや、小規模校の利点を踏まえ、総合的に判断した場合、存置、すなわち残すほうが好ましい場合があること。学校規模の適正化や適正配置の具体的検討については、行政が一方的に進める性格のものではなく、各市町村においては、学校が持つ多様な機能、防災、保育、地域の交流等の場にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や、将来の受益者である就学前の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた上で、丁寧な議論が必要だと、こういうふうに言っています。

この間の羅臼町の議論を保護者の立場で考えた場合、小学校、幼稚園の適正規模・適正配置の考え方は、小学校でいうと、統合する場合、羅小のほうは学級数、クラスが多いから、当然統合した場合には羅小になるだろう、羅小に統合するのがベターだという、こういうことで進められてきたことに対する不安が恐らく出てきたのだろうと。感情的な意見ももちろんありますけれども、こういう不安がそういう言動になってきているのだろうというふうに思います。

前段で今後のスケジュールについてお答えがありました。この文科省通達を踏まえた上で、今後具体的にどのように進めていくのか、町長からもお答えがありましたので、何度も聞くのも失礼なのですが、私は、これまでの意見交換会やアンケート調査を踏まえた上で、今後の進め方として、教育長は、来年度に向けて策定をして、そして説明会に入るのだと、こういうお答えだったのですが、私はこういうふうに思うのです。小学校のPTA、あるいは地元代表、そして行政と教育委員会、ここで構成する小学校の適正規模、幼稚園も含んでもいいのですが、適正配置検討委員会を立ち上げて議論を開始すべきだと思う。策定をして決めたものを、また説明すると、同じことを繰り返されます。進みませんよ。また同じ混乱が起きます。巻き込むのですよ、皆さんを。そこで、本当の意見を聞いたり、我々はこう思うのだけれども、どうだろうか。そうしたら不安や批判が出てきまず、当たり前のことです。それをやるべきだ。

そして、必要に応じて専門家のお話も聞いたらいいです。後で出てきますが、小規模校のデメリットがあるわけでしょう。普通にした場合に、一緒にしたほうが良いというメリットもあるわけですから。そして、この検討会の議論の経過、一定の結論をその方たちで出した上で、多くの地域の保護者の皆さんとの話し合いをすべきであると思いますが、この検討会議の立ち上げについて、町の考え、それから教育委員会の考え方、ちょっとお伺いします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御意見、私どもが説明してきたことの説明不足かもしれませんけれども、先ほどの高島議員の質問にもお答えをさせていただきましたとおりでございます。適正配置の作成ということについては、私のほうから指示を出させていただきました。その作成に当たっての方法論として、今の協議会というような、代表者による協議会をつくりながら、そこで一定の結論を出しながら、地域に落としていくというこ

とだろうというふうに思います。そのことにつきましては、現在もそういう方向で進めていきたいと思います。

先ほどお話ししたのは、今後の関係で、学校関係者、これは当然PTAの代表の方々も入るだろうというふうに思いますし、先生方や教育関係者という中でございます。あとは、各種委員、これは教育委員の皆さんもいらっしゃいます。それから町民、地域、町民の代表者の方、そういった中で一定の方向性を出した中でというふうに考えておりますので、適正配置計画を、完全にこちら側のみでつくるという進め方というのはするような予定はございません。そういった中で、代表者による、まずは会議、そこに専門家の意見も踏まえるということにつきましては、検討させていただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 適正配置計画の関係でございますけれども、進め方としまして、今年度、教育委員会のほうで配置計画案をつくって、地域説明会も行ってきましたけれども、その中で、統合後は羅臼小学校ありきのような説明、また、捉え方というものもあって、混乱を生じたものと思っております。

また、町としての教育ビジョンですとか、学習面や生活面、学校運営面や財政面の視点に立った学校規模のあり方の説明ですとか、また、実際に統合を進めた際における、保護者の方や児童、園児の負担感ですとか不安感への軽減策の説明が十分でなかったために、理解が得られなかったものと認識をしております。

これらの課題等を改めて整理した上で、先ほどお答えしましたとおり、今年度中に素案のほうを策定した上で、先ほど町長からお話もありましたとおり、専門家による検討委員会のほうにもお諮りをしながら、目途としては、来年度中に計画案というものを作成してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 私は、この間、多少混乱したことは、単純に失敗だなんて思っていないのです。町長も冒頭お話ししていましたが、期限を切らなければ話し合いなんか進まないです。そういう意味では、一定のやっぱり、速い速度でこれから議論が進んでいくのだろうと。その場合に、あえて言うならば、反省点としては、一方通行だったなということをちょっと感じていました。

文科省の通達で、学校統合に関しての基本的な考え方として、一般論としてですが、地域住民は日常的な学校教育活動を目にする機会が少ないため、小規模校の教育上の課題を実感することや、学校規模の適正化による教育条件の改善をイメージすることはなかなか困難であると、そういうことも考えられる。標準規模の学校と小規模校を比べた場合の具体的な制約、デメリットですよ、小さいがゆえの。そして、現状と統合を比べた場合の教育活動の可能性、メリットです。これらについて、羅臼町はこれから児童生徒数が減少していくわけですが、これらのデータももちろん教育委員会で全部つくっているのは承知

していますが、これらも含めて、具体的なデータや資料に基づいた、十分な情報提供を行うことが必要だと言っています。

当町の1校1園化の適正規模・適正配置の話し合いは、私は今スタートしたところだというふうに思っています。この半年間ほど、担当部局も大変御苦労されたなというふうに思いますが、先ほども言いましたが、どういう手続が一番いいのか、このことはしっかり考えて、丁寧に関係者で話し合いを進めていただきたい。

このことを最後に申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） これで、坂本志郎君の質問を終わります。

ここで、11時35分まで休憩いたします。11時35分再開いたしますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

1 番加藤勉君。

○1 番（加藤 勉君） それでは、通告に従いまして、2点御質問させていただきたいと思ひます。

まず1点目が、羅臼町における子ども・子育て支援事業についてであります。そのうち2件ございます。3歳児未満に対する保育事業についてと幼稚園児に対する保育施策についての2点について、取り組み状況と今後の対応についてお伺ひいたします。

次に、2点目ですが、障害者自立支援についてであります。

羅臼町における障害者の自立支援、特に、肢体不自由重度障害者に対する支援内容と今後の取り組みについてお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼町における子ども・子育て支援事業について、2点の御質問であります。

1点目は、3歳児未満に対する保育事業についてであります。

当町における3歳児未満に対する保育事業は、町が運営する子育て支援センターで行っている一時預かり事業があります。1歳から幼稚園就園前の子育て支援センターに登録している児童を対象に、事前に予約を受け、一時的な保育を行っています。

また、民間で運営する認可外保育施設が1カ所があり、ゼロ歳児から保育を行っています。

羅臼町社会福祉協議会では、会員となっている個人ボランティアが、基本的にはボラン

ティアの自宅で託児を行っています。

今後においても、町では子育て支援センターで実施する一時預かり事業の内容の充実を図っていくとともに、民間の保育施設等と連携しながら、幼稚園就園前の保育体制を維持していかなければと考えております。

2点目は、幼稚園児に対する保育施策についてであります。

ことしは二つの大きな施策を行いました。一つ目は、ことし2月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法案が閣議決定されたことを受け、当町といたしましては、10月1日より幼稚園の保育料無償化を実施しております。

また、預かり保育については、共働き世帯などの保育が必要な子どもを対象に無償化を実施しました。

保育料の無償化については、国の制度では、8時から13時までを無償化にするとしていますが、当町は15時までを無償化といたしました。また、朝の7時半から始業までの特例保育と15時以降の延長保育については、勤務先からの就労証明書などを提出していただき、役場で精査をし、認定を受けた御家庭のお子さんについて、最大18時まで無償でお預かりをしております。

なお、これまで13時から16時まで預かり保育として、月額3,000円で実施していたものを、10月からは13時から15時までと1時間短縮し、この時間帯までを全て無償といたしました。

これについて、15時以降子育てができる御家庭については、親子の時間を大切にしていきたいという思いがあり、そうさせていただきましたので、御理解をいただきたいと思っております。

延長保育の実態については、春松幼稚園では15件、羅臼幼稚園で26件の共働き世帯などから申請があり、全て認定をしたところであります。全園児94名中41名の認定状況ということでありますので、15時以降の延長保育が必要な御家庭は43.6%ということで認識しているところであります。

それ以外の預かり保育については、例えば急遽病院への通院が必要になるなど、家庭事情により必要に迫られた場合においては、各園に相談していただき、園長の判断により預かり保育をすることとしておりますので、これについても御理解をいただきたいと思っております。

次に、二つ目ですが、2学期から幼稚園での給食をスタートいたしました。園児の栄養バランスや小学校生活へスムーズな移行を考えて取り組んだものでありますが、数カ月が経過した中で、保護者からの評価も高く、給食の残食については少なく推移している状況であり、子どもたちが給食時間を楽しんでいるとの報告を受けているところです。

また、幼少期に気をつけなければならない食物アレルギーについては、随時保護者と幼稚園で連絡を取り合い、一人一人のお子さんの情報をいただきながら対応しているところであります。

今後においても安心・安全な給食提供を心がけて、幼稚園給食を続けてまいりたい考えであります。

また、今年度においては、来年度から実施される第2期子ども・子育て支援事業計画の策定年であり、現在、計画策定に向けた作業を進めております。ことし行いましたニーズ調査の結果を反映し、3月中に御報告できればと考えております。

2件目は、障害者自立支援について、当町における障害者の自立支援、特に、肢体不自由重度障害に対する支援内容と今後の取り組みについての御質問でございます。

当町における障害者の自立支援の主な内容は、対象者に対する移動支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業、コミュニケーション支援事業等でございます。

対象者につきましては、平成30年度の実績で、身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳などを有する方々ほか、精神通院の合計357名でございます。

特に、肢体不自由で重度に区分される1種の方々は27名おりまして、それぞれ個々に必要なサービスを利用されております。

また、相談等があった場合は、「根室圏域障害者総合相談支援センターあくせす根室」の専門スタッフによる支援をお願いしてきたところでございますが、町内において専門的な相談等に対応できるよう窓口業務の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、子ども・子育て支援事業に関してでございます。

3歳児未満の保育事業なのですが、現在、町長の答弁にも書いてありますとおり、民間保育施設ということで、認可外ということで、ちゅうりっぷの保育園が現在ありますが、ここで3歳児未満の保育を実施しているというふうに考えておりますが、ここの定員等についてあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 現在のちゅうりっぷ保育園の定員でございますが、現在12名となっております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） ここの保育所は、企業内保育所と言ったらいいのかな、企業の方たちが自分たちの従業員のために保育所を持つと。その余力があると一般の方たちの保育をするというふうに認識をしたのですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） そうしますと、12名ということでございますので、聞きます

と、企業内の園児の数によって、一般の家庭の園児の数が決まるということですよ。そうしますと、今12名ですから、この12名というのは、まだまだふえていく予定があるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） ちゅうりっぷ保育園につきましては、定員の最大を17名と定めてございまして、17名までは定員を拡大することが可能だと伺っております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） そうしますと、言ってみれば3歳児未満については、17名しか定員としてはないということで押さえてよろしいのでしょうか。

そうしますと、ちょっと聞いたのですが、実は3歳児未満のお子さんがちゅうりっぷに入りたかったと。ただ、定員がいっぱいなので入れなかったというお話を聞いたのですが、そういうような相談は羅臼町にありますでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 現在のところ、待機児童については、こちらのほうでは押さえてございません。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） そういう話がありました。多分そうだろうというふうに思います。定員17名ですから、そのうちの12名しか保育できないわけですから、そういう意味では、羅臼町に保育所にかわるものがないという実態の中では、いたし方ないのかなというふうに思っております。

それで、最近の出生数を、これは、1校1園化で教育委員会が調査しました最近の出生数なのですけれども、2017年は32名生まれていますと。それから2018年には25名だと。2019年には、11月10日までなのですけれども、広報で数えたのですけれども、19名おりました。この方たちが生まれているのですが、例えば全部入るとなると、総体で17名ということですから、とてもじゃないけれども、入れないという状態が出てくると。

要するに保育を受けたくても受けられないという家庭があるということで理解をしてみようのですけれども、その辺については、羅臼町は民間に委託をしているというか、民間の企業にお願いをしてやっつけていただいているのかもしれないけれども、それ以外、保育所に入れたいのだけれども、入れないという家庭が、幼稚園の場合は43.6%いるということですから、大体生まれてくる数の43.6%はそういう家庭だというふうに思うのですけれども、そうなると、総体の枠としてはちょっと足りないのかなと、不足しているのかなと。

それを、先ほど町長が言ったように、一時預かりでやっていますというお話があったのですけれども、この一時預かりというのは、急用のあるときですよ、急用のあるときに

一時預かりという形で、子育て支援センター、そこで預かるような形なのですが、常時働いている方の受け皿にはならないですね、支援センターは。その辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 現在行っている子育て支援センターの一時預かりにつきましては、議員おっしゃるとおり、母ですとか保育者において用事等のことがあった場合に一時的にお預かりするという状況になっております。

また、事前にですけれども、社会福祉協議会に御連絡していただいて、ボランティアの方に見ていただくという状況もございますので、就労されているお母さん方に対しましては、そういったサービスは、ちゅうりっぷ保育園1カ所のみということになっております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） そうしますと、3歳児未満については、羅臼町では、保育にかけるというか、保育を必要とする家庭の希望があっても、この定員がとれない以上は入れないという状況だというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 町では、平成28年度から羅臼町子ども・子育て支援事業計画というものを策定しております。策定するに当たりましては、計画の中では、ニーズ調査を実施しまして、ニーズ調査に応じた計画ということを策定しているのですが、本年6月に量の見込みのニーズ調査を実施いたしまして、その中で、量の見込みとして、保育施設についてのニーズを、量の見込みとして、調査の結果を踏まえて出しましたところ、ゼロから3歳未満の、幼稚園に入る未満のお子さんに関しまして、令和2年度の量の見込み量としては14名という結果が出ております。それを踏まえて、人口や出生数の動向を踏まえて、先ほど町長の答弁にもありました、今年度中に2年度以降の子ども・子育て支援事業計画について策定することとなっております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） ニーズ調査では14名あったと。それで、一般の家庭の方は12名しか保育所に入れないと。そうしますと、2名の方が、言ってみれば、入れなかったというふうに考えるわけですが、この辺どうなのでしょう。今言いましたけれども、町長の行政執行方針の中に、第2期の羅臼町子ども・子育て支援事業計画というのをつくるというふうに、令和元年度の執行方針の中にあつたのですけれども、この中の事業計画について、その辺についてどのように取り扱うつもりか書いてありますか。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 現在策定中ございまして、今後5年間における量の見込みですとか、確保の方策を計画の中に入れ込んでいく予定になってございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 何を言いたいかというと、今の計画の中に、これらを含めて、私は前から言っているのですけれども、認定こども園というのが必要ではないのかというお話をさせていただいております。幼稚園は、おかげさんで、聞きますと、延長保育もやっていますし、預かり保育もやっている。その中では、幼稚園に通っている子どもたちというのは、全家庭の子どもだというふうに、これ以外の子どもは多分いないのでしょうか。羅臼町の幼稚園に通っている子どもは、ほとんど3歳以上の子どもは幼稚園に通っているのですよね。そうすると、これは、預かり保育についても何にしても、順調に子育て支援をしているのですよね、幼稚園は。一方で、ゼロ歳から2歳までの子ども、3歳未満、それは、順調に子育てができないという状況があるのではないかというふうに思います。

幼稚園についてもいろいろあるのですけれども、延長保育もあって、今まで4時までであったのだけれども、3時までになったとか、そういうようなことも言われているのですけれども、多分これは、無料化されたためにそうなったのだろうという気がしています。

ただ、その中で、保育にける子は、先ほど言いましたように6時まで延長保育できるから、それはそれで、羅臼の子育てというのは、幼稚園があって、順調に進んでいるなどというふうに思っております。

ただ、ないのが3歳児未満、ゼロ歳から3歳児未満の保育を必要とする家庭の子どもを扱う場所がないというふうな実態だと私は思っております。

民間の保育所があるのですけれども、先ほど言ったように、定数がある、あるいは企業内保育所ということで、何か聞きますと、企業内の園児数によって、その他の一般家庭の園児数が決まるのだというような話を聞きました。一般の家庭で12名ですから、多分企業内の園児数は4名だというふうに聞いておりますけれども、これが、そうなってくると、例えば企業内の人が5名いれば、一般の方が15名、そのような計算方法だというふうに聞いております。

ただ、関連企業内の園児数もこれから、関連する企業がなければ、この数字というのはなっていくか、4名が5名になる。これは下がることももしかしたらあるかもしれない、3名になるか。3名になると、一般の方の子どもを引き受けられないという状態が出てきます。そういったアンバランスな中に、羅臼町の3歳児未満の保育についてはされているというふうに思うわけでございまして、この際、計画ができるわけですから、含めて、子ども・子育て支援事業計画の中に、ぜひとも認定こども園という形で、ゼロ歳から就学前までの子どもたちを、せつかく幼稚園があるのですから、幼稚園と同じような方式で保育所もやるべきだというふうに考えております。

そういったことで、町長から、この部分についてどう考えているのか、今後そういうふうな形で進めていく予定があるのか、あるいは、あくまでも3歳児未満は民間に任せていくというふうに考えているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 基本的には、先ほど答弁をさせていただいたとおりでありますけ

れども、一つ、誤解を招くといけないのですけれども、決して今の民間の保育園につきましては、羅臼町から委託を行っているという事業者ではないというふうに、そこは訂正をさせていただければというふうに思っております。

また、今後いろいろさまざまな計画を立てていく中で、認定こども園というようなことにつきましては、たしか前にもそういった御意見があったかというふうに思っておりますけれども、現在の羅臼町の事情も踏まえながら、また、今後の児童数の動向も見ながら、また、施設といたしますか、そのものだけをつくっても、施設ができたからといって、全てがそれで子育ての充実が図れるかという問題もございますので、家庭の問題、それから羅臼町の経済の問題、財政の問題、それから一番大事な子どもたちの保育の環境の問題ということも踏まえながら、今後、計画を立てていくこととなるというふうに押さえていただければなというふうに思っております。決してやらないとか、やるとかということを、今現在の中で決定しているわけではございません。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 働きたくても働けない環境、若い方が、子どもがいるために働けない。あるいは羅臼町だって労働力不足で、これからお母さんたち、お父さんたちに一生懸命働いてもらわなければならないという環境だって出てくるというふうに思います。その中で、子どもがいると働けないという状況も出てくると思います。3歳まで待つのか、あるいはゼロ歳だけは自分の家庭で守っていて、2歳になったら働きに行きたいと思っているお母さんがあるのか、その辺は別しても、そういうような体制を、人口の減少する中で働き手を確保するとすれば、若い方に期待していくということになれば、そういうようなことも必要なという気がしてございます。どうかひとつ、羅臼の子ども・子育て支援事業計画の中に、その辺も網羅した中で進めていただきたいなというふうに思っております。それは答弁は要りません。

あと、もう1点なのですけれども、肢体不自由児の関係でございます。

肢体不自由児の方、先ほど言いましたように、全部いるのですけれども、これは多分介護保険の対象者も入っていますよね、全部入っていると思うのです。私が言うのは、介護保険から、年齢に達しない人、介護保険だと45歳以下の方は対象にはならないのですよね、たしかそういうふうに、何年も外れてしまったのでちょっとあれですが。そういう方が、実際問題、45歳にならないので、介護保険の適用にならないのだと。だから介護のヘルパーも、それから入浴介助も生活支援もサービスの谷間に行ってしまうんです。そういう人が羅臼町の中でのいますよ、私の知っている範囲でも。そういう方たちが私に言われたことは、実は、風呂に入れているのだそうです、自宅で。そうすると、重くて大変なのだ。その風呂だけでも何とかならないのかという相談もあるのです。

昔、福寿園で入浴施設になっているので、介護保険は別としても、なっていたので、あのときに1回引き受けたこともあるのですけれども、現在もそのとおりに引き受けているかどうか、その辺だけ。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 個々のケースの部分についてはお答えしかねますが、先ほど言われたとおり、45歳ではなくて40歳からだと思いますが、通常65歳になってから受ける介護保険につきましては、身障者の場合、40歳から65歳までも、選択制で選べるようになっております。そこから外れた人、前の人なんかにつきましては、自立支援の部分で受けられることがございますので、通常はそちらを利用されていると思っております。直接今、議員言われました相談事については、実際のところ、現在、私の覚えている限りでは、受けたことがございません。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 多分その方は、介護の知識も、どこへ行ったらいいのかというのわからないというふうに思うのです。私に言うのは、自分の息子は大変なのだと、重くて風呂に入れるのも大変だと。だんだん自分が年とっていったときに、どうなるのだろうね、心配だというふうに訴えた方がいるのです。

そういうことも含めて、実は、これもまた、計画づくりをやっているのです。第4期の障害福祉計画、29年までの。ですから、もう切れてしまっているのですけれども、第5期の障害者福祉計画という策定が、つくっているのかどうなのか、その辺、あれで終わってしまっているのか、27年から3カ年計画の計画書を私は持っているのですけれども、それで終わってしまっているのか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 新しい部分については、第5期の部分については、作成されておりません。4期をそのまま継続するという形ですが、新たに新しい部分で、来年以降作成するように検討してございますが、その中で、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、現在、窓口業務におきまして、いろいろな相談事につきましては、担当の保健師がいろいろ相談には乗っているのですが、福祉担当としましては、特別な知識も必要となりますので、その辺クリアできるように、今後やっていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 27年につくりました第4期羅臼町障害福祉計画、すごくよくというか、そうだなという部分でつくられていまして、その中に重度訪問介護というのがあって、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援護について及び外出等について、移動中の介護を総合的に行いますというふうになっているのです、重度介護の部分については。多分、こういうふうに書いていても、一般の人はどこかの何ページに何が書いてあったというのは多分わからないと思うのです、計画書があったとしても。先ほどから言っているように、細やかな支援と、できないのだったら、こっちがあるとか、これだったらこっちへ行ってみなとか、そういうような細やかなサービス計画というか、福祉計画

をやってもらいたいなというふうに思います。

ましてや29年度でこの計画書がないということですから、早急に立ててほしいなど。多分、委員たちも、つくったこと自体も忘れているのかどうかわかりませんが、そういうことがありますので、ひとつそちらのほうもお願いをしたいというふうに思います。

最後に、町長、この二つ含めて、何か今後の施策があればお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま担当のほうから、詳しいことについてはお答えをさせていただきました。ただいまの計画について、途中でとまっているということではなくて、内容、今お褒めいただいた部分もございましたので、それが今も続いて、その計画にのってやっているということでございます。また、一部変更点が考えられるところについては、今現在検討中であるというふうに押さえていただければなというふうに思っております。

非常に重度の肢体不自由の方々への対応という部分については、羅臼町の中にその専門家という者が今現在いない中で、ただ、地域として、あくせす根室のほうと連携をさせていただきながら対応しているというのが現状であります。

また、例えば私どもの広報の周知といいますか、皆さんに周知をするという意味で、どこに行ったらいいかわからないという声があるのだということでもありますけれども、それについて、さらに、役場の福祉課に来ていただければ、それはそれでしっかりとした対応ができるのだというふうに思っておりますし、また、もしそういう声があれば、そういうふうに議員も、役場に連絡してくださいというふうにお答えいただければ幸いかなというふうに思っておりますので、協力よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 以上で、質問を終わらせていただきます。

いずれにしても、こういうことによって羅臼の町民が困っている状況を一つでも少なくしていくというのが行政の役目だというふうに思っておりますので、ひとつその辺、また新規に新しい計画をつくったりして対応していただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） これで、一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩をしたいと思います。1時から再開いたします。

午後 0時11分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を
求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 42ページをお開き願います。

諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

氏名につきましては、中陣美鈴氏。

住所につきましては、目梨郡羅臼町富士見町1番地4。

生年月日、昭和37年3月8日生まれの57歳であります。

任期につきましては、令和2年7月1日から令和5年6月30日まででございます。

中陣氏につきましては、平成23年より人権擁護委員を3期9年務めていただいております。経験、識見ともに適任でありますので、議員の皆様の満堂の御賛同を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第50号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第50号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第50号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

また、議案第51号から議案第60号につきまして、副町長及び担当課長より提案理由

の説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第50号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ508万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,952万2,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。

地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款町税16万7,000円を追加し、6億403万9,000円。

3項軽自動車税16万7,000円を追加し、1,396万円。内容につきましては、税制改正に伴う車体課税の大幅な見直しなどによりまして、消費税率10%へ引き上げにあわせ、環境性能割が導入されましたことから、町税である軽自動車税にも環境性能割が設けられたものであり、全道分の収入見込額を基礎としまして、軽自動車保有台数の割合で算出しております。

2款地方譲与税32万2,000円を追加し、1,682万2,000円。

3項森林環境譲与税32万2,000円を追加し、32万2,000円。内容につきましては、森林整備などの地方財源を安定的に確保する観点から、本年度、森林環境譲与税が創設され、私有林人工林面積や林業就業者数などに基づき交付されるものでございます。

7款1項自動車取得税交付金150万円を減額し、150万円。内容につきましては、さきに述べましたとおり、税制改正に伴う車体課税の大幅な見直しなどによりまして、現行の自動車取得税が廃止となりましたことから、自動車取得税交付金が減額になるものでございます。

8款1項環境性能割交付金を新設し、69万3,000円の追加。内容につきましては、先ほどのとおり環境性能割が導入され、環境性能割交付金が創設されたことから、市町村道延長、市町村道面積に基づき交付されるものでございます。

以下、款番号を順次繰り下げるものでございます。

9款地方特例交付金296万2,000円を追加し、363万2,000円。

1項地方特例交付金41万8,000円を追加し、108万8,000円。これにつきましても環境性能割導入によるものでございますが、消費税率に伴う対応としまして、本

年10月1日から来年9月30日までの1年間に限り、環境性能割の税率が1%軽減されておりますので、その間における地方税の減収分に対し補填されるものであります。自動車税と軽自動車税の減収補填の特例交付金であります。

2項子ども・子育て支援臨時交付金を新設し、254万4,000円を追加。内容につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園保育料に対して、子ども・子育て支援臨時交付金が創設され、全額国費措置されるものでございます。

13款使用料及び手数料388万8,000円を減額し、1億926万8,000円。

1項使用料388万8,000円を減額し、8,096万4,000円。これにつきましても、幼児教育・保育の無償化によるもので、10月以降における幼稚園保育料254万4,000円、預かり保育料134万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

14款国庫支出金55万5,000円を追加し、2億1,669万3,000円。

2項国庫補助金55万5,000円を追加し、8,031万3,000円。これにつきましても、幼児教育・保育の無償化の関係で、預かり保育料に対しての2分の1が国から措置されるものでございます。

15款道支出金137万1,000円を減額し、1億8,750万円。

2項道補助金22万3,000円を減額し、8,841万6,000円。内容につきましては、3点あります。1点目が移住・定住促進住宅整備事業に対し、過疎対策事業債の対象となることが認められ、当該事業に要する充当財源から地域づくり総合交付金の一部350万円を減額。2点目が幼児教育・保育の無償化の関係で、預かり保育料の4分の1の22万7,000円が北海道から措置されます。3点目が観光関連事業としまして、管内教育旅行誘致推進協議会、イネカレ根室事業推進協議会、根室観光連盟広域観光の推進事業の3事業に対しての補助金が確定されたことにより、3事業にそれぞれ100万円で、合計300万円が追加され、合わせて22万3,000円の減額であります。

3項道委託金114万8,000円を減額し、1,689万8,000円。内容につきましては、北海道知事及び北海道議会議員選挙、参議院議員通常選挙における執行経費が確定したことによるものでございます。

18款繰入金1項基金繰入金6,511万円を減額し、2億4,899万3,000円。内容につきましては、2点ございます。1点目は、公民館解体事業に対して、過疎対策事業債の対象となることが認められましたことから、当初見込んでおりました文教施設整備基金6,870万円を減額。また当初、過疎対策事業債を充当予定しておりました教育職員住宅補修事業が、適債性の問題から起債申請を取り下げ、400万円を文教施設整備基金へ求めることとしたため、差し引き6,470万円を減額。2点目は、公共施設整備基金繰入金であります。役場庁舎の合併処理浄化槽ブローア工事業に対して補助金の交付が決定しましたことから、予定しておりました充当財源の公共施設整備基金41万円を減額するものであります。

19款1項繰越金516万円を減額し、3,111万9,000円。内容につきましては

は、繰り出しの財源調整のため、その財源を前年度繰越金から減額するものでございます。

20款諸収入41万円を追加し、4,230万7,000円。

3項雑入41万円を追加し、4,185万1,000円。内容につきましては、さきに述べましたとおり、役場庁舎の合併処理浄化槽ブローア工事に対して補助金が確定したものでございます。

21款1項町債7,700万円を追加し、4億4,958万3,000円。内容につきましては、4点あります。1点目は、移住・定住促進住宅整備事業に対して、過疎対策事業の対象となることが認められましたことから、移住・定住促進住宅整備事業債に860万円を追加。2点目は、役場庁舎における非常用発電給湯器整備工事に対して、緊急防災・減災事業債の対象となることが認められましたことから、防災拠点施設機能強化事業債に370万円を追加。3点目は、過疎対策事業債の充当を予定しておりました教職員住宅補修事業を、適債性の問題から起債申請を取り下げることとしたため、その財源を文教施設整備基金に求めることとしたため、400万円を減額。4点目は、公民館解体事業に対して、過疎対策事業債の対象となることが認められましたので、当該事業に要する充当財源として、公民館解体事業債に6,870万円を追加するものであります。

歳入合計508万円を追加し、45億7,952万2,000円となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費8万円を追加し、3,876万6,000円。人事院勧告による手当の増額であります。

2款総務費558万9,000円を減額し、12億919万7,000円。

1項総務管理費195万9,000円を減額し、11億6,590万1,000円。内容につきましては、役場庁舎の非常用発電機を72時間稼働できるようにする燃料タンクの整備などで516万3,000円。旅費に不足が生じることから60万円の増額。消防事務組合負担金が772万2,000円の減額ですが、これは、退職手当組合負担金の事前納付金の精算や備品購入の入札減などであります。

2項徴税费94万円を追加し、867万5,000円。これは、確定申告における納税者サービスの向上を図るためのシステム整備でございます。

4項選挙費457万円を減額し、1,217万9,000円。参議院議員選挙及び北海道知事、北海道議会議員選挙、町長、町議会議員選挙の執行経費確定によるものでございます。

3款民生費371万7,000円を追加し、5億817万1,000円。

1項社会福祉費371万7,000円を追加し、4億1,814万3,000円。これは、障害者福祉システム保守終了に伴うバージョンアップによる、北海道システム協議会

負担金で43万2,000円の追加と、平成30年度の後期高齢者医療広域連合負担金確定により、事務費負担金37万5,000円の減額。療養給付費負担金366万円の追加であります。

4款衛生費26万1,000円を追加し、7億3,585万1,000円。

1項保健衛生費26万1,000円を追加し、3億2,681万9,000円。日本脳炎ワクチン接種者の増員によるものでございます。

5款農林水産業費467万5,000円を追加し、6,302万2,000円。

1項農業費435万3,000円を追加し、2,168万7,000円。これは、標津町農協が出資する農業法人株式会社グリーンランドの哺育育成センターへの預託頭数がふえたことによりまして、施設増築に伴う負担金でございます。

2項林業費32万2,000円を追加し、160万3,000円。これにつきましては、本年度、森林環境譲与税が創設されたことにより、国から森林環境整備を促進するための経費が譲与され、積み立てるものでございます。

6款1項商工費1,622万1,000円を追加し、1億1,625万6,000円。内容につきましては、道の駐車場整備に関する土地購入費でございます。

8款教育費60万7,000円を追加し、4億3,259万5,000円。

2項小学校費60万7,000円を追加し、4,149万2,000円。これにつきましては、羅臼小学校の暖房用バックアップボイラー及び給湯循環ポンプの修繕費であります。

10款1項職員費1,489万2,000円を減額し、7億8,793万7,000円。人事院勧告に伴う月例給と勤勉手当の率の改定や職員の退職などの影響によるものでございます。

歳出合計508万円を追加し、45億7,952万2,000円となるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加で3件あります。1件目は、移住・定住促進住宅整備事業債、過疎対策事業債で、限度額は860万円。2件目は、防災拠点施設機能強化事業債、緊急防災・減災事業債で、限度額は370万円。3件目は、公民館解体事業債、過疎対策事業債で、限度額は6,870万円。

起債の方法は、証書借入または証券発行、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で、借り入れる政府資金等について利率を見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえすることができるものとしておりま

す。

続きまして、2項、変更であります。

起債の目的、教職員住宅補修事業債、過疎対策事業債であります。事業の適債性の問題から起債申請を取り下げることとしましたことから、限度額を全額減額するものでございます。

以上でございますが、事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、御参照願いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第8 議案第51号 令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療
事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第51号令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の6ページをお願いします。

議案第51号令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,932万2,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

7ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款繰入金1項他会計繰入金から37万5,000円を減額し、1,982万6,000円。内容につきましては、平成30年度の市町村事務費負担金の確定による余剰金の精算のための減額補正でございます。

歳入合計37万5,000円を減額し、6,932万2,000円とするものでございま

す。

8ページをお願いします。

歳出です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金37万5,000円を減額し、6,764万8,000円。平成30年度の市町村事務費負担金が確定し、余剰金が発生し、今年度の道負担金で精算することとなったための減額補正でございます。

歳出合計37万5,000円を減額し、6,932万2,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第9 議案第52号 令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正
予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第52号令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第52号令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正につきましては、春日町のポンプ修繕並びに配水管漏水修理に係る費用に不足が生じたための増額及び人事異動に伴う職員給与費の増額でございます。

第1条は、総則でございます。

令和元年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

令和元年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益を433万8,000円増額し、2億1,098万7,000円。

第1項営業収益を、同じく433万8,000円増額し、1億7,414万5,000円とするものでございます。

支出。

第1款水道事業費用を433万8,000円増額し、2億1,098万7,000円。

第1項営業費用を、同じく433万8,000円増額し、1億7,921万4,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費を45万円増額し、1,547万1,000円とするものでございます。

なお、別冊資料に補正予算実施計画を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質問を終わります。

◎日程第10 議案第53号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償
条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第53号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の10ページをお願いいたします。

議案第53号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

11ページをお願いいたします。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。

令和元年の人事院勧告により職員の期末手当の率に変更されたことから、職員と同様に改正を行うものでありまして、期末手当の年間支給率を100分の5引き上げするため、6月期分、12月期分をそれぞれ100分の2.5引き上げ、支給率をそれぞれ100分の150とするものであります。

なお、今年度につきましては、既に6月分が支給済みのことから、附則で、令和元年度12月に支給する期末手当に限り、支給率を改正後の「100分の150」とあるものを「100分の152.5」とする特例を定めるものであります。

改正条文であります。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には、100分の147.5、12月に支給する場合には100分の147.5」を「100分の150」に改める。

附則として、第1項は、施行期日です。この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、令和元年12月に支給する期末手当に関する特例です。改正後の羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第5条第2項の規定の適用については、令和元年12月に支給する期末手当に限り、同条同項中「100分の150」とあるのは「100分152.5」とするものであります。

また、今回の改正による影響額につきましては、約8万円となります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質問を終わります。

◎日程第11 議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第54号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の12ページをお願いいたします。

議案第54号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

13ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。

令和元年の人事院勧告により、月例給の平均改定率0.1%、ボーナスにつきましては、6月期、12月期分を合わせて100分の5引き上げし、期末手当と勤勉手当の合計支給率を100分の4.5とする改正を行うものであります。

改正条文であります。

第1条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の92.5を、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2、給料表は、13ページから17ページに記載のとおりであります。

17ページをお願いいたします。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附則として、第1項は施行期日等です。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項で、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用するものであります。

第3項は、給与の内払いです。改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

第4項は、委任規定です。前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

また、今回の改正による影響額につきましては、全会計分を合わせまして、給料は約53万7,000円、期末・勤勉手当は約180万9,000円、共済費等は約43万4,000円、合計で278万円となります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質問を終わります。

◎日程第12 議案第55号 羅臼町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

◎日程第13 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第55号羅臼町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてから日程第13 議案第56号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてまでの2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の18ページをお願いします。

議案第55号羅臼町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について。

羅臼町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定する。

19ページをお願いいたします。

羅臼町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

制定する条文につきましては、19ページから27ページに掲載をしておりますが、制定の内容等につきましては、参考資料7ページ、資料4、本条例の制定説明資料にて説明させていただきたいと存じますので、特段の御配慮をお願いいたします。

参考資料の7ページをお願いいたします。

まず初めに、制定の趣旨であります。

本条例は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定するものであります。

続きまして、本条例の概要についてであります。

第1条は、趣旨です。

地方公務員法並びに地方自治法の規定に基づき会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条で、定義です。

この条例における用語の意義を定めるものであります。

第3条は、会計年度任用職員の給与です。

この条例におけるフルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員に係る給与について定めるものであります。

第4条は、給料です。

フルタイム会計年度任用職員の給料について、職員の給与に関する条例の規定を準用することを定めたものであります。

第5条は、職務の級です。

前条において準用する給与条例に規定する給料表に定める職務の級の基準について定めるものであります。

第6条は、号俸です。

新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号俸について定めるものであります。

第7条は、端数計算です。

第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第12条において準用する勤務1時間につき支給する手当の額を算定する場合における端数計算について定めるものであります。

第8条は、特殊勤務手当です。

フルタイム会計年度任用職員に係る特殊勤務手当について、給与条例の規定を準用することを定めたものであります。

第9条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当です。

フルタイム会計年度任用職員に係る期末手当の支給に関する規定を定めるものであります。

第10条は、勤務1時間当たりの給与額の算出です。

第12条において準用する給与条例における勤務1時間当たりの給与額の算出について定めるものであります。

第11条は、給与の減額です。

フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間の給与を減額することについて定めるものであります。

8ページをお願いいたします。

第12条は、給与条例の準用です。

給与条例の規定について、フルタイム会計年度任用職員について準用することを定めるものであります。

第13条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬です。

パートタイム会計年度任用職員の月額、日額、時間額の報酬について定めるものであります。

第14条は、特殊勤務に係る報酬です。

パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬について定めるものであります。

第15条は、時間外勤務に係る報酬です。

パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬について定めるものであります。

第16条は、休日勤務に係る報酬です。

パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬について定めるものであります。

第17条は、夜間勤務に係る報酬です。

パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬について定めるものであります。

第18条は、報酬の端数計算です。

第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により、勤務1時間につき支給する報酬額を算定する場合における端数計算について定めるものであります。

第19条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当です。

パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当の支給に関する規定を定めるものであります。

第20条は、報酬の支給です。

パートタイム会計年度任用職員に係る報酬の支給に関する規定を定めるものであります。

す。

第21条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出です。

第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額の算出について定めるものであります。

第22条は、報酬の減額です。

パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間の報酬額を減額することについて定めるものであります。

第23条は、通勤に係る費用弁償です。

パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給について定めるものであります。

第24条は、公務のための旅行に係る費用弁償です。

パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用負担の費用弁償について定めるものであります。

第25条は、給与からの控除です。

会計年度任用職員の給与からの控除について、給与条例を準用することを定めるものであります。

第26条は、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与です。

この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について定めるものであります。

第27条は、退職者の給与です。

退職の期間中、いかなる給与も支給しないことを定めるものであります。

第28条は、委任です。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

附則で、施行期日ではありますが、本条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案の28ページをお願いいたします。

議案第56号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

29ページをお願いいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の9ページ、資料5、本条例の改正説明資料にて説明させていただきたいと存じますので、特段の御配慮をお願いいたします。

参考資料の9ページをお願いいたします。

まず初めに、改正の趣旨であります。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する規定を整備するため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、本条例の主な改正内容についてであります。

第1条は、羅臼町職員定数条例の一部改正です。

臨時の職に関する場合において、臨時的に任用される職員に限ることを規定するものがあります。

第2条は、羅臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。

人事行政の運営状況に関する報告事項の職員に会計年度任用職員を対象とする旨を規定するものであります。

第3条は、羅臼町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正です。

会計年度任用職員の分限休職期間は、任期の範囲内とする旨を規定するものでございます。

第4条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正です。

地方公務員法の改正に伴い、関連条項の変更及び文言を整理するものであります。

第5条は、羅臼町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正です。

パートタイム会計年度任用職員の懲戒による報酬の減給に関する規定を追加するものがあります。

10ページをお願いいたします。

第6条は、羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正です。

会計年度任用職員の勤務時間と給与等に関する規定を追加するものであります。

第7条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。

育児休業している職員の勤勉手当及び給与等の調整に関して、会計年度任用職員は対象としない旨を規定するものであります。

第8条は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

特別職非常勤職員から会計年度任用職員へ移行する職種の規定を整理するものであります。

第9条は、職員の給与に関する条例の一部改正です。

会計年度任用職員の給与に関する規定を追加するものであります。

第10条は、職員の旅費に関する条例の一部改正です。

公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し、会計年度任用職員を対象とする旨を規定するものであります。

第11条は、羅臼町交通安全指導員設置条例の一部改正です。

任免及び身分等に関して非常勤の特別職の職員から会計年度任用職員に改めるものであ

ります。

第12条は、羅臼町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。

水道事業における臨時職員及び非常勤職員の給与について、会計年度任用職員の給与に改めるものであります。

附則で、施行期日であります。本条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

井上章二君。

○4番（井上章二君） ただいま説明がございましたが、会計年度任用職員は公務員でしょうか準公務員でしょうか、その辺によって待遇も給与関係も違ってきますし、それから、年次有給休暇の付与に関するルールもございますので、どうなっているのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

会計年度任用職員も地方公務員法が適用されるため、公務員でございます。

○議長（佐藤 晶君） 井上章二君。

○4番（井上章二君） 公務員には、課長、公務員試験を受けた人が採用されて公務員なのです。一時採用される人は、公務員試験を受けていないから公務員とは言えないのです。今のお答えは間違っているわけなのです。準公務員として使うのか使わないのか。

それによって、例えば年次有給休暇の付与、これは29年度、前年度から5日の休暇を与えなければいけないと、あなた、休みなさいと。有休5日間休みなさいと、これがたしかあるはずなのです。

そういうことからいきますと、身分がはっきりしていないということで、その他もろもろのものが町長の考えで、何々するものとするとか。だから、就業規則も何も審査しないで、これを通してくださいと言ったって、わからないのです。どういうふうにして、この人たちを雇うのか、それがわからない。

確かにこのとおりでいいわけなのですが、雇う人の起算日を4月1日にするか、10月1日にするかによって、5日間付与しなければいけないのは、4月1日を採用の起算日とした場合、そのときには5日の休暇を与えなければいけない。休みなさいと。しかし、10月までの半年間の仮採用の通知の場合は、その翌年にならないとそれは利用されないわけなのです。

この法律は来年度から実施されるわけなのですが、そういうことを考えて、今年度4月1日から採用した人であれば5日間の休暇を与えなければいけないというのに。そして罰則規定もあるのです。罰則規定もあるのに、それが全然出てこないということはどうかと

思いますけれども、今初めてやったものだから、どうしてもわからないのでしょうかけれども、私たちも非常に困惑しているのですけれども、課長、まず、公務員か準公務員か、その辺ははっきりしてください。まず出発点をはっきりしてください。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） あくまでも地方公務員法が適用されるため、公務員として取り扱うものであります。

また、年次有給休暇の関係ですが、これまでの臨時職員につきましては、採用後6カ月間を経過した後に付与するという形で定められておりましたが、今回、この条例制定する会計年度任用職員については4月1日から付与することとなるものであります。

また、罰則規定のこともお話がありましたが、整備条例のほうで上程しております羅臼町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正というところで罰則規定が設けられておりますので、そのようにお答えをさせていただきたいと存じます。

○議長（佐藤 晶君） 井上章二君。

○4番（井上章二君） 今の説明でわかると思うのですが、実際に準公務員は公務員ではないのです、はっきり。そして、働く職員については別々で、羅臼で働く人たちは21名いらっしゃいます。正規職員は101名いらっしゃいます。4分の1の人が働いているのです。こういう人たちの有給休暇についても、パートの人に与えることはしなくてもいい部分もあるし、しなければいけない部分もある。そういうのがはっきりしない、身分保障もはっきりしない。来年の3月になってから、あなたは継続してやっていきますとか、そういうのがはっきり法律で、こう言われても決まっていないのです。不安定な状態で1年間を過ごすということは非常に不安であるし、しかし、準公務員のような形で、守秘義務は必ず守らなければいけないから、これに縛られるのです。だからその辺をもう少し私たちにもわかるような説明の仕方をしていただけませんか。

○議長（佐藤 晶君） 井上議員に申し上げますけれども、この後、あすから常任委員会があります。その中でしっかりと詳しく聞くことも可能だと思いますけれども、ただいま職員のことをただしているのですけれども、このことについては、今、総務課長が言ったように、今の段階では、総務課長の感覚の中では職員ということでございますので、その後のことにつきましては、常任委員会で話を進めていただければなと思いますけれども、いいですか。

井上議員。

○4番（井上章二君） 議長の言われる、それについては……。

このことについて、私もこんなあれをもってやっているのですけれども、しかし、法律を通して、違っても、十分配慮しながら運営していくというのに、これに準じてやるけれども、ある意味で配慮しながらやるということがわかっていれば、途中でこういうようなことはどうするのだと。例えば有休を5日間やらなければいけないことになっている。しかし、執行部のほうでは、給料は払いませんとなるわけなのです。そういうようなことに

なりますから。休みなさい、有休ですと。だけれども、給料は払えないと、そういうようなことになったりすることは事実なのです。だから、そういうことを考えて、今後これをやるにしても十分配慮しながら、町長はやっていただければ非常にいいのではないかと。これにとらわれずに、時には、有休の人たち、またパートの人たちは有休も取れるし。例えば10月からの人は、来年でないと有休は取れませんし、4月からの人は10日の有休、80%でれば取れるのですから、そういうのも皆さんがわかっていない。

○議長（佐藤 晶君） 井上議員に申し上げます。この後、先ほど言いましたように…

○4番（井上章二君） 給与関係をきちっとするように、後でひとつ考えていただきたいと、こういうふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 今、井上議員からいろいろ御指摘ございましたが、本日上程させていただいたのは、条例の部分の上程でございまして、これに伴う規則につきましてもございますので、それにつきましては、今回上程させていただいておりません。詳しくは規則等で記載している部分もございまして、常任委員会の中で、それら含めて詳細について説明させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質問を終わります。

◎日程第14 議案第57号 羅臼町森林環境譲与税基金条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第57号羅臼町森林環境譲与税基金条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 議案の34ページをお願いいたします。

議案第57号羅臼町森林環境譲与税基金条例制定について。

羅臼町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定する。

35ページをお願いいたします。

羅臼町森林環境譲与税基金条例。

条例制定の趣旨、概要につきまして御説明申し上げますが、説明資料を別に用意してございますので、参考資料の34ページ、資料14をごらんください。

それでは、制定の趣旨について説明申し上げます。

国内温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要

地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

これに伴い、平成31年4月1日に施行された森林環境譲与税が国から交付されるため、法律で定められた使途どおり確実に執行するとともに、その実績をわかりやすく公表できるよう市町村は基金を設置し、事業の執行と財源の管理を国及び道から求められているため、新たに羅臼町森林環境譲与税基金条例を制定するものでございます。

一つ目、市町村が条例を整備する必要がある事項として、(1)条例委任事項。三つございまして、一つ目が森林環境譲与税の使途について、二つ目が関連基金について、三つ目が命令の委任についてでございます。

(2)根拠規定については、6項目、下記のとおりでございます。

35ページをお願いいたします。

2、羅臼町森林環境譲与税基金条例の概要でございます。

第1条は、設置についてであります。

間伐や人材育成、担い手の確保、森林利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に当てるための基金を設置するものでございます。

第2条、積立金についてでございます。

国から町に譲与される額に基づき、予算に定める額を積み立てるものといたします。

第3条、管理についてでございます。

基金に属する現金の保管方法を定めたものでございます。

第4条、運用益金の処理。

基金の運用から生じる収益の処理方法を定めたものでございます。

第5条、繰替運用等。

基金に属する基金の繰りかえ運用方法を定めたものでございます。

第6条、処分。

第1条に規定される事業に要する経費に充てるための処分方法を定めております。

第7条、委任。

基金管理に関し必要な事項は、町長が定めることとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

また、一般会計補正予算にて関連予算の上程もしてございますので申し添えいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 質問はないということで、質問を終わります。

◎日程第15 議案第58号 羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例

制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第58号羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（松崎博幸君） 議案の36ページをお願いします。

議案第58号羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

37ページをお願いします。

羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。

今回の改正につきましては、本年6月に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

羅臼町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第4条中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附則として、この条例は、公布の日から施行するのであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第16 議案第59号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第59号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の38ページをお願いします。

議案第59号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

39ページをお願いします。

羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

改正理由でございます。

羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の体制を強化するため、委員に被用者保険等保険者を代表する委員を加えるものでございます。

改正条文。

羅臼町国民健康保険条例の一部を次のように改正する

第2条に次の1号を加える。(4)被用者保険等保険者を代表する委員1人。

附則、施行期日、この条例は、令和2年1月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対する質問を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 質問なしということで、これで終わります。

◎日程第17 議案第60号 羅臼町水道事業給水条例の一部を改正
する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第60号羅臼町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の40ページをお願いいたします。

議案第60号羅臼町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

41ページをお願いします。

羅臼町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

羅臼町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

今回の改正につきましては、水道事業の安定運営を図るため、水道料金の改定を行うことに伴う改正でございます。

改正の内容につきましては、羅臼町水道事業給水条例の一部改正新旧対照表により御説明させていただきたいと思っておりますので、特段の御配慮をお願いいたします。

参考資料の30ページ、資料12をお願いいたします。左側が改正後、右側が改正前でございます。

別表第22条関係。

(1)水道計量給水料の改定でございます。

用途及び基本料金水量につきましては変更はございません。

一般用、基本料金「2,070円」を「2,140円」に、超過料金「300円」を「3

40円」に、営業用、基本料金「3,150円」を「3,330円」に、超過料金「320円」を「370円」に、事業用、基本料金「1万7,110円」を「1万8,500円」に、超過料金「320円」を「370円」に、浴場用、基本料金「8,400円」を「8,880円」に、超過料金「320円」を「370円」に、船舶用、基本料金「510円」を「560円」に、臨時用、基本料金「510円」を「560円」に、農業用、基本料金「1,650円」を「2,140円」に、成牛1頭につき「370円」を「390円」に、それぞれ改めるものでございます。

なお、料金につきましては、消費税率10%を含んだ料金となっております。

附則といたしまして、第1項は、施行期日でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項は、経過措置でございます。この条例による改正後の羅臼町水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和2年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定される者に係る料金については、なお従前の例によるものでございます。

なお、参考資料27ページ、資料11に本改正の概要を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なしということであります。これで質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、あす12日から15日までの4日間は、議案審議及び会議規則第9条第1項により休会となります。

12月16日は、午前10時開議といたします。

16日の議事日程は当日配付いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員